

令和7年度第1回 高砂市運賃協議会 議事録

開催日時：令和8年2月9日（月）15時25分～15時35分

場 所：高砂市役所本庁舎3階301会議室

協議事項：じょうとんバスミニ阿弥陀ルートの運賃を定めることについて

出席者：別紙のとおり

1 開 会

〔司会〕

それでは、「令和7年度第1回高砂市運賃協議会」を開会いたします。引き続きにはなりますが、本会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。

【 会長挨拶 】

〔司会〕

会長ありがとうございました。続きまして、資料の確認をさせていただきます。

【 配布資料確認 】

〔司会〕

続きまして、次第の3番目、協議事項です。以降の議事進行については会長にお願いしたいと思っております。

2 協議事項

〔会長〕

協議事項に入る前に、本会議の傍聴希望者の確認をしたいと思っております。傍聴希望者はおられますか。

〔司会〕

事前の傍聴申込はありませんでした。

〔会長〕

わかりました。それでは、次第3の協議事項に入ります。協議事項「じょうとんバスミニ阿弥陀ルートの運賃を定めることについて」、事務局より説明をお願いします。

【 事務局説明 】協議事項

〔会長〕

事務局の説明について、ご意見・ご質問等はございませんか。

〔委員①〕

先に、運賃協議会の趣旨についてご説明いたします。本来、運賃というものは、人件費や燃料代、車両代等を勘案し、儲けがあるように各事業者で設定されます。しかしながら、じょうとんバスのようなコミュニティバスについてはそうはいかないため、例外であると認識しています。じょうとんバスの場合は1乗車200円という設定ですので、実際には儲けになりません。ですので、運行に対して何らかの支援をする前提で、200円でやりましょうという運賃の特例制度があります。この、特例制度を用いるために今回の運賃協議会が開催されましたが、先ほど開催された活性化協議会で引き続き協議を行ってはいけないのかとご質問をもらうこともあります。しかしながら、実際に運行を行う伊保タクシー様に加え、バス事業者である神姫バス様が同じ協議の場に出席してしまうと、運賃の談合（カルテル）行為に該当する可能性があるため、協議の場を分けるように公正取引委員会に指摘されております。

今回の運賃に関しては、じょうとんバスと同様の運賃設定ということで、特に意見はありません。

〔会長〕

そのような背景もあり、活性化協議会に引き続き、運賃協議会を開催させていただきました。他にご意見等はございますでしょうか。

それでは、協議事項の運賃設定のとおり、事務局は手続きを進めていただければと思います。以上で、本日予定しておりました議事が終わりましたので、司会を事務局へお返しします。

3 閉会

〔司会〕

会長、議事進行をありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回高砂市運賃協議会を閉会いたします。皆様、本日はありがとうございました。

以上

令和7年度第1回高砂市運賃協議会 出席者

	委員名	団体名	役職等	出欠
1	井上 陽介	高砂市	都市創造部長	出席
2	浅田 暢	運賃を定めようとする一般乗合 旅客自動車運送事業者		出席
3	木原 健太	神戸運輸管理部 兵庫陸運部	主席運輸企画専門官	出席
4	松本 克英	高砂市連合自治会	会長	出席
5	富川 真知子	市民代表		出席